

都市内分権の推進について



～真の住民自治の確立を目指して～

長野市地域振興部都市内分権課

概 論

- ◆長野市の概要・総合計画における位置づけ
- ◆都市内分権とは
- ◆住民自治協議会とは

長野市の概要

- ◆平成17年に1町3村
平成22年に1町1村
と合併
- ◆人口 387,146人
- ◆世帯 153,202世帯
(H23年4月1日現在)
- ◆面積 834.85Km²
- ◆市内32の地区
(合併時の市町村単位)
- ◆地区単位に27支所



地方自治の転換期

- ◆地方分権の進展
- ◆厳しい財政状況

市役所

- ◆少子・高齢化 人口減少
- ◆市民要望の複雑・多様化

地域

- ◆役員の担い手不足
- ◆無関心層の増加
- ◆市役所が遠くなった

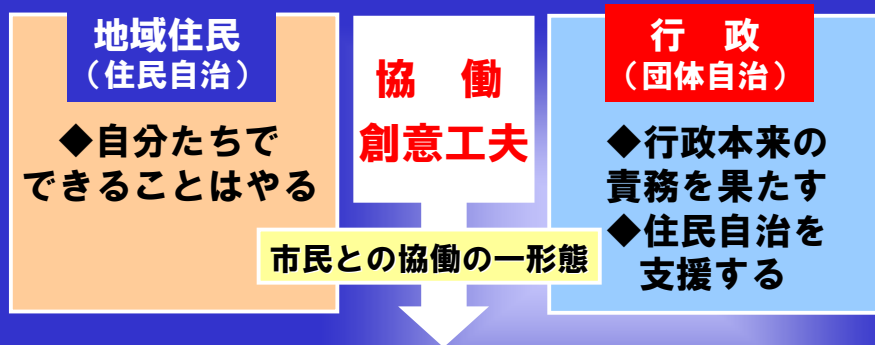
これまでと同じやり方では解決できない

都市内分権とは？

5

様々な課題の出現 ▶ **新しい地方自治の仕組み** が必要

地方分権の市内版 ▶ **都市内分権** を選択



実情に応じた地域づくり⇒元気な長野市

補完性の原理 (都市内分権を進める上で)

6

- ◆自分でできることは**自分で**
- ◆一人でできないことは**地域で**
- ◆それでもできないことは**行政**が行う

自 助

共 助
(互助)

公 助

自治会や区 (行政連絡区) と「住民自治協議会」の関係も同様

住民自治協議会の役割

7

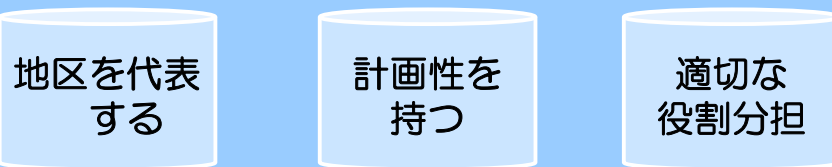
住民主体のまちづくりの中核組織

市内32地区

- ◆地区の意見をまとめる
- ◆地区の将来像を描く
- ◆地区の課題に取り組む



住民自治協議会の三原則



平成22年度 新しい自治の仕組みへ

8

市民と行政が協力し合う『協働』

住民自治協議会

住民の福祉の増進
(共通の目的)

市役所

地区の自主的な事業と必須事務

財政支援やその他の支援

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

住自協と市は協働のパートナー

9

住民自治協議会

市役所

1 協働に関する**条例** H21.4月施行

共通の目的である**住民の福祉の増進**に向かって協働する関係

2 **基本協定** H21.4月締結

- ◆住自協はよりよい地域づくりを行う
- ◆市は住自協を支援（財政的）
- ◆住自協は全市共通一律の（必須）事務を実施

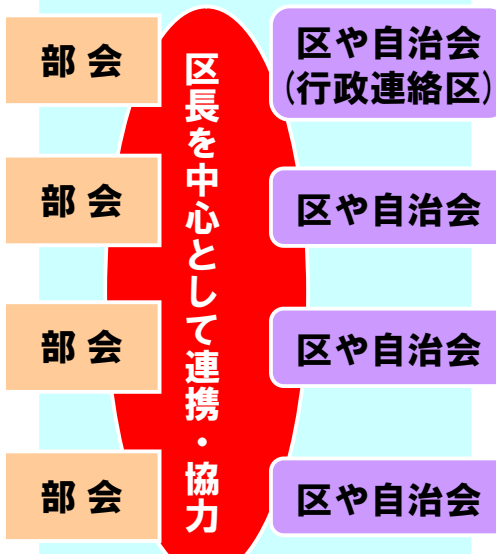
3 **年度協定** 毎年度締結

住民自治協議会と区や自治会の関係

10

○○地区 住民自治協議会

- ◆各区が共通して困っていること
- ◆区だけでは解決できないこと
- ◆地区全体で取組むことが効果的



- ◆従来どおり（独自）の活動
- ◆住自協と連携、協力する活動

新しい仕組みを考えるとき

- ◆見直しのねらい
 - 住民負担の軽減
 - 住民の主体性・柔軟性を高める
 - 市民と行政との適切な役割分担
 - 住民自治協議会の機能発現
- ◆見直しのポイント
 - ダウンサイジング(スリム化)の時代
 - 拡大思考を持ち込まない(今あるものの再編)

住民主体のまちづくりを推進

柔軟なまちづくりができる環境の整備

平成22年度から実施

◆市が主導して設置した
団体と委嘱制度 → 発展解消

◆廃止される団体等への
補助金 → 一括交付

◆研修会・イベントへの
動員(平成21年から) → 廃止

発展的に解消した団体(連合組織)

13

- ① 区長会連合会
- ② 交通安全推進委員会 (母の会部会を含む)
- ③ 保健補導員会連合会
- ④ 環境美化連合会
- ⑤ 地域公民館連絡協議会連合会
- ⑥ 少年育成委員協議会
- ⑦ 青少年育成市民会議
- ⑧ 子ども会育成連絡協議会
- ⑨ 人権同和教育促進連絡協議会

団体の地区組織の存続は各地区の判断に委ねられます

市長から一律の委嘱を取り止めました

14

- ① (行政連絡員としての) 区長
- ② 交通安全推進委員
- ③ 交通安全母の会連合会理事・代議員
- ④ 高齢者交通安全推進員
- ⑤ 男女共同参画市民推進員
- ⑥ 保健補導員
- ⑦ 環境美化指導員
- ⑧ 青少年健全育成指導員
- ⑨ 少年育成委員
- ⑩ 人権同和教育指導員

活動の担い手

地区の特性に応じて

自主的に選出が必要

